

法務委員会

法務調査室

I 所管事項の動向

1 民事関係

(1) 仲裁法制の見直し

近年、グローバル化が進む社会における国際的な紛争を解決する手段として、国際仲裁の有用性が増してきていると言われている。国際仲裁とは、国際的な取引等をめぐる紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる紛争解決制度であり、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（昭和36年条約第10号）¹により大多数の国において外国での仲裁判断の執行が可能であること、仲裁手続や判断が非公開であること、司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避することが可能となることといった、裁判では実現することができない利点を有している。そこで、2006（平成18）年に国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）においてUNCITRAL国際商事仲裁モデル法（モデル法）の一部が改正されたことへの対応^{2・3}を始め、我が国における国際仲裁の活性化に向けた仲裁法制の更なる見直しの必要性が指摘されている。

また、国際商事紛争の解決手段として、世界的に国際調停の利用が進み、手続的にも国際仲裁と国際調停との相互利用が図られている中で、調停についても仲裁と同様にその利用を促進するなどの観点から、2018（平成30）年に国際連合総会において「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（仮訳）」が採択⁴され、こうした調停に関する国際的な動向に対応した法整備の必要性も指摘されている。

さらに、国際仲裁の活性化等の観点からは、仲裁手続に関連する諸制度に関する規律の見直しとして、仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、その事件の管轄集中や証拠書類の訳文添付の省略など、手続の迅速化や当事者の負担軽減のための規律の見直しを求める意見もある。

このような状況の下、法制審議会は、上川法務大臣（当時）からの諮問を受けて「仲裁法制部会」を設置し、令和3年10月21日に「仲裁法の改正に関する要綱」を、令和4年2月14日に「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」を、

¹ この条約は、「ニューヨーク条約」とも呼ばれるものであり、令和4年12月現在、我が国を含む171の締約国・地域において仲裁判断が承認・執行される枠組みが確立している（同条約第3条）。

² 我が国の仲裁法（平成15年法律第138号）は、その制定から110年以上実質的な改正がされていなかった「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」（明治23年法律第29号）を現代化及び国際化する観点から、UNCITRALが1985（昭和60）年に策定したモデル法に準拠して2003（平成15）年に整備されたものである。

³ 仲裁廷による暫定・保全措置を認めるための要件、その担保に関する規定、暫定・保全措置の承認及び執行、暫定・保全措置の承認及び執行の拒否事由等の規律が設けられた。なお、暫定措置とは、仲裁判断によって権利義務関係が確定するまでの間に当事者に生じ得る不利益を抑制又は軽減するため、暫定的に一定の給付や行為を命じ、あるいは、臨時的法律関係を形成する措置をいい、保全措置とは、仲裁判断の実効性を確保するため、係争物の現状や価値を維持するための措置をいう。

⁴ この条約は、「調停に関するシンガポール条約」とも呼ばれるものであるが、我が国は、国内法制との整合性の観点などから、その署名を見送っている。

それぞれ古川法務大臣（当時）に答申した。これらの答申を踏まえ、法務省において、法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である⁵。

両要綱の主な内容は、暫定保全措置に関する規律について、我が国の仲裁法が準拠するモデル法が改正されたことを踏まえ、暫定保全措置の定義（類型）、発令要件、暫定保全措置命令の執行等について、改正モデル法（2006年改正後のモデル法）に準拠した規律を整備（仲裁法の改正）することのほか、調停により成立した①国際的な和解合意や②我が国における認証紛争解決手続⁶において成立した和解合意について、裁判所が執行拒否事由の有無（合意の内容が日本の公序に反しないか等）を審査し、決定で、執行力を付与する旨の規律を整備（①については新法の制定、②についてはADR法の改正）することなどである。

（2）民事執行、民事保全、倒産及び家事事件等に関する手続のIT化について

我が国においては、近年の科学技術の発展により、ITの利用が国民にとって身近な存在になったことを踏まえ、利用者の目線に立って民事・家事裁判手続の利便性を向上させることが重要な課題となっている。

民事訴訟手続のIT化については、令和4年5月18日、第208回国会において、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）が成立した。

民事執行、民事保全、倒産、家事事件等の手続もIT化の例外ではないが、これらの手続法では民事訴訟法の規定を適用又は準用しているものも多いため、これらの手続のIT化については、それぞれの手続の特性を踏まえ、独自に検討する必要があるとされている。

民事執行等の手続については、令和3年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」及び「規制改革実施計画」において、これらの手続のIT化に関する検討を継続し、令和4年度中に一定の結論を得ることとされた。

さらに、令和3年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年（2023年）の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから、令和5年度（2023年度）以降、試行や先行運用を開始し、令和7年度（2025年度）以降、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。」こととされている。

このような状況の下、令和4年2月14日、古川法務大臣（当時）は、法制審議会に対し、

⁵ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の「フォローアップ」（いずれも令和4年6月7日閣議決定）において、「国際仲裁の活性化のため、人材育成や周知啓発、法令外国語訳の整備などとともに最新の国際水準に合わせた法制度整備を進める。2022年度中に仲裁廷の暫定保全措置や仲裁関係事件手続、裁判所外の調停での和解合意への執行力付与等を内容とする法案の国会への提出を図る。」とされている。

⁶ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。ADR法）第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。

近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事件手続といった民事・家事関係の裁判手続をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、これらの手続に係る申立書等のオンライン提出、事件記録の電子化、情報通信技術を活用した各種期日の実現など法制度の見直しについて諮問した。これを受けて同審議会は、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」を設置した。同部会では、令和4年8月5日に中間試案が取りまとめられ、同年8月24日から10月24日まで実施されたパブリックコメントの結果を踏まえ、引き続き調査審議を進めており、要綱案を取りまとめ答申を出す予定である。その答申を踏まえ、法務省において、法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

(3) 離婚及びこれに関連する家族法制（子の養育及び養育費の履行確保等）の見直し

未成年の子を持つ父母の離婚⁷に伴う子の養育の在り方については、父母の離婚を経験した子の置かれている状況、子育ての在り方やそれに関する国民意識の多様化、社会の各分野における女性の一層の参画といった社会情勢、あるいは子に関わる近時の立法の動向や児童の権利条約の批准後の状況等を背景に、例えば、「離婚後の親権及び監護の在り方⁸」、「面会交流の円滑な実現⁹」、「継続的な養育費支払い¹⁰」等の点について、国内外から様々な指摘がされており、国会においても検討の必要性が指摘されている¹¹。

平成23年の「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号。平成23年民法改正法）では、面会交流や養育費の取決めを促進することを目的として、民法第766条第1項に面会交流（「父又は母と子との面会及びその他の交流」）や養育費（「子の監護に要する費用」）の分担が、父母が協議上の離婚をする際に定める「子の監護について必要な事項」の例示として明記された。しかし、養育費や面会交流の取決め率は依然として低

⁷ 厚生労働省「令和3年人口動態統計」では、同年の我が国の離婚件数は18万4,386組であり、離婚率（人口千対）は1.50となっている。

⁸ 民法は、父母の婚姻中はその双方が共同して親権を行うことを原則としつつ（第818条第3項）、父母の離婚後は、父母の一方を親権者と定めなければならない（第819条）と規定している。離婚後の単独親権を採用した理由は、離婚した父母は事実上生活を共にしないため、親権の共同行使が困難であったり、不可能であることが多く、子の利益にならないからであると説明されてきた。これに対して、父母の離婚後も共同して親権を行使することで双方が子の養育に対して責任を持ち、子の利益に資するとの意見もある。

⁹ 面会交流（親子交流）とは、民法第766条第1項にいう「父又は母と子との面会及びその他の交流」のことで、別居中の非監護親ないし、離婚によって親権者又は監護者とならなかった親が子と定期的に接触したり交流を持ったりすることをいう。子が別居親と交流を持つことは健全な成長に有益との意見がある一方、別居親との面会交流が子の心身に与える影響は各家庭の事情により様々であるとの意見もある。

¹⁰ 我が国におけるひとり親世帯の貧困率は48.3%となっており、父母の離婚後、別居している親から養育費の支払を十分に受けていない（後掲注12）ことが、ひとり親世帯の貧困の要因の一つとなっているとの指摘がある。

¹¹ 平成23年の「民法等の一部を改正する法律案」に対する衆議院法務委員会附帯決議においては、「離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、…面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討…等、必要な措置を講ずること。」や、「今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、協議離婚制度の在り方、…離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること。」（参議院法務委員会も同旨）が盛り込まれている。

調な水準であり¹²、平成 23 年民法改正法の目的が十分に達成されているとは言えないとの指摘がある。

養育費の履行の確保に向けては、法務省の有識者会議である「養育費不払い解消に向けた検討会議」において、養育費の不払い解消に向けた幅広い課題について議論が行われ、令和 2 年 12 月に最終取りまとめが行われた。また、法務省と厚生労働省の担当審議官等をメンバーとする「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」での検討を踏まえ、令和 3 年 2 月 5 日付けで、戸籍担当部署とひとり親支援担当部署の更なる連携強化の推進を求める事務連絡が両省から発出されている。

令和 4 年 6 月に政府決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（女性版骨太の方針 2022）においては、養育費について、「父母の離婚等に伴う子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進め、養育費の確保のための具体的な方策についても、令和 5 年の通常国会における法案提出を目途に民事基本法制の見直しに関する検討を進める。」ものとされ、また、同月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においても「養育費の支払い確保と安全・安心な親子の面会交流に向けた取組を推進する。」ものとされている。

離婚に伴う家族法制をめぐっては、様々な課題が指摘されているところ、かかる指摘などを踏まえ、令和 3 年 2 月 10 日、上川法務大臣（当時）は、法制審議会に対し、父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについて諮問した。これを受けて同審議会は、「家族法制部会」を設置した。同部会では、令和 4 年 11 月 15 日に中間試案が取りまとめられ、同年 12 月 6 日から令和 5 年 2 月 17 日まで実施されるパブリックコメントの結果を踏まえ、引き続き調査審議が行われる予定である。

「家族法制の見直しに関する中間試案」の概要・全体像

- 父母がいずれも子に対する責務を有すること等を明確化
 - ・子を養育する責務
 - ・子の最善の利益を考慮
 - ・子が示した意見を考慮
- 父母の離婚後も、父母がいずれも子を養育する責務を有すること等は変わらない（日常的な身の回りの世話のほか、養育費の支払や安全・安心な親子交流の実施などによりこの責務を果たしていくことが子の最善の利益の確保につながる）
- 親権が「親の義務」であることを示す工夫について検討
- DVや虐待がある事案に適切に対応できる仕組みを検討
- 離婚にまつわる様々な論点について様々な考え方を併記
 - ①親権、②養育費、③親子交流、④養子、⑤財産分与

（出所）法務省ホームページを参考に作成

¹² 厚生労働省「令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査」（実数値）によると、養育費の取決め率は、母子世帯で 46.8%、父子世帯で 28.2%であり、現在も養育費を受給している割合は、母子世帯で 28.1%、父子世帯で 8.8%である。また、面会交流の取決め率は、母子世帯で 30.1%、父子世帯で 31.3%であり、現在も履行されている割合は、母子世帯で 29.8%、父子世帯で 47.6%である。法務省では、離婚届用紙に設けられた面会交流及び養育費の取決め状況に関するチェック欄の集計を行っているが、その結果によれば、「取決めをしている」者の割合は、面会交流及び養育費のいずれについても近年、60%台中盤を推移している。

2 刑事関係

(1) 再犯防止対策

今日の我が国においては、再犯防止が、犯罪を減らし、国民が安全で安心して暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている^{13・14}。

この課題については、政府において、平成24年7月に策定された「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。）、平成26年12月に策定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（以下「宣言」という。）等に基づき、再犯防止対策が推進されてきたが、再犯防止に関する基本的な法律を制定することの必要性が強く認識されるようになったことから、第192回国会において、平成28年12月に、衆議院法務委員会提出の「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が成立し、同月14日に施行された。

同法は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の策定を義務付けるなど、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めること等を内容としている。

平成29年12月15日に閣議決定された推進計画においては、再犯防止施策の実施者の目指すべき方向・視点である基本方針として、①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進、②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施、③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施、④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施、⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成の5項目を掲げている。

その上で、再犯防止施策の重点課題について、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備の7項目に整理し、これらの重点課題ごとに具体的施策を盛り込んでいる。

¹³ 近年の我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少傾向にある。平成28年には戦後初めて100万件を下回り、令和3年は56万8,104件で戦後最少を更新した。再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあったが、令和3年は48.6%と、前年（49.1%）よりも0.5ポイント減少した。

また、法務省が行った戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果では、全犯罪者の約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われていることが示されている。

¹⁴ 第208回国会において、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うこと等を目的とする「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が成立した。なお、両法律は、一部の規定を除き、公布の日（令和4年6月17日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

また、総合対策及び宣言において設定された各数値目標（総合対策【刑務所出所者等の2年以内再入率を令和3年までに20%以上減少させる】、宣言【刑務所出所者等を実際に雇用する協力雇用主の数を約500社から3倍の約1,500社にする、帰るべき場所がないまま刑務所を出所する者の数を約6,400人から3割以上減少させる】）については、推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その確実な達成を図るとしている¹⁵。

加えて、令和元年12月23日、犯罪対策閣僚会議は、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定した。同プランは、推進計画に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題、すなわち、①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進、③民間協力者の活動の促進について、それぞれ対応する各種取組を加速化させることを目的とし、成果目標として新たに、①令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる（2,000人以下とする）¹⁶、②令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画¹⁷が策定されるよう支援することを定め、国、地方公共団体及び民間協力者が一体となった再犯防止の取組がより一層進むよう、同プランに盛り込まれた取組を着実に推進していくこととしている。

なお、現行の再犯防止推進計画は、令和4年度末までの5年間を計画期間としており、新たな推進計画を策定するため、有識者や関係省庁を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」において検討が進められている。

(2) 性犯罪に関する施策検討に向けた取組

ア 平成29年刑法改正

性犯罪の罰則の改正を目的とした「刑法の一部を改正する法律案」が第193回国会に提出され、平成29年6月に成立した（同年7月施行）。

同法の主な内容は、①強姦の罪等の法定刑の下限の引上げ、②強姦の罪の主体・客体の拡大及び性交類似行為（肛門性交・口腔性交）に関する構成要件の新設¹⁸、③監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設、④強姦の罪等の非親告罪化、⑤いわゆる強姦強盗を強盗強姦罪と同様に処罰する規定の整備であった。被害者団体等から強く要望されていた強姦罪における暴行・脅迫要件の見直し等が見送られたが、引き続き強く改正が要望されていたことから、衆議院において法律案の修正により附則に検討条項が加えられ、「政府において、この法律の施行後3年を目途として、

¹⁵ 刑務所出所者の2年以内再入率については、近年着実に低下しており、最新の数値（令和2年出所者の2年以内再入率）は15.1%と、調査の開始（昭和34年）以降、過去最低であった。また、帰るべき場所がないまま刑務所を出所する者の数は、住居の確保等の施策等により、平成29年には当該目標（令和2年までに4,450人以下に減少させる）を達成し、令和3年は2,844人まで減少した。さらに、刑務所出所者等を実際に雇用する協力雇用主の数についても令和元年に1,556社と、当該目標（令和2年までに約1,500社にまで増加させる）を達成したが、令和2年は1,391社、令和3年は1,208社と減少した。

¹⁶ 満期釈放者の2年以内再入者数は、令和元年が1,936人となり目標は達成された。令和2年では、更に1,749人まで減少した。

¹⁷ 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数は、令和3年4月に188団体となり当該目標は達成されている。令和4年4月1日時点で、都道府県が全47団体、指定都市が18団体、その他の市町村（特別区を含む。）が306団体の合計371団体となっている。

¹⁸ これにより、強姦罪及び準強姦罪から、強制性交等罪及び準強制性交等罪に罪名が改められた。

性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」こととされている。

イ 性犯罪に対処するための法整備

性犯罪の実態に関する各種調査・研究を着実に実施することを目的として法務省が設置した「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」は、令和2年3月31日に報告書を取りまとめ、法務省は、平成29年刑法改正時の検討条項及びこの報告書を踏まえ、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法に関する施策の在り方について検討を行うことを目的として、「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置し、同年6月から議論を開始した。

また、同月に「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」が取りまとめた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、性犯罪に厳正かつ適切に対処できるよう、速やかに、かつ丁寧に、検討を進め、検討結果に基づいて所要の措置を講じること、犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実として、仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等について、諸外国の法制度等を把握した上で検討を行うことなどが盛り込まれた。同年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においても、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化することなどが盛り込まれた¹⁹。

「性犯罪に関する刑事法検討会」では、「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方」、「いわゆる性交同意年齢の在り方」及び「公訴時効の在り方」など刑事の実体法・手続法に関する各論点についての議論が行われ、令和3年5月21日、法務省は、「『性犯罪に関する刑事法検討会』取りまとめ報告書」を公表した。同報告書では、委員の見解の相違を含めて議論の結果が取りまとめられており、一部の論点について、今後の検討に際しての視点や留意点が小括として示されたほか、「性犯罪に対してより適切に対処するための刑事法の改正に向けた取組を迅速に進めること」が求められている。

同報告書を踏まえ、同年9月16日、上川法務大臣（当時）は、性犯罪に対処するための法整備について、法制審議会に諮問した。同審議会では、この諮問を受け、「刑事法（性犯罪関係）部会」を設置して検討を行っている。その答申を踏まえ、法務省において、法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

¹⁹ 令和2年12月15日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関し、性犯罪・性暴力への対策の推進について、「性犯罪に関する刑事法検討会」において検討すべき論点とされた事項につき、被害の実態等に関する各調査研究の結果や専門的知見のほか、被害当事者等のヒアリングで出された意見等を踏まえて令和2年度を目途に検討を行い、令和3年度以降にその結果に基づいて所要の措置を講ずるなどとしている。

(3) 起訴状等における被害者等の氏名の取扱いの在り方

現在の刑事裁判の実務では、原則として被害者の氏名を起訴状に記載することが求められることから、起訴状謄本の送達を通じて被害者の氏名等が被告人に伝わり、性犯罪の事件などで被害者等の名誉や社会生活の平穏が著しく害されたり身体・財産に対する加害行為等がなされたりする場合があると指摘されており、起訴状等における被害者等の匿名化が要請されている。

この点については、平成28年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の国会審議の際にも議論され、衆議院における修正で追加された同法附則第9条第3項において、必要に応じ、速やかに「起訴状等における被害者等の氏名の秘匿に係る措置」について検討を行うものとされた。この検討に資するため、平成29年3月から、最高裁判所、日本弁護士連合会、警察庁及び法務省・検察庁の担当者を構成員とする「刑事手続に関する協議会」が開催され、協議・意見交換が行われてきた²⁰。

令和3年5月20日、上川法務大臣（当時）は、刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備について法制審議会に諮問した（諮問第115号）。諮問では、起訴状における個人特定事項の秘匿措置などを内容とする要綱（骨子）を提示し、この要綱（骨子）についての意見を求めた。

この諮問を受け、同審議会に設置された「刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会」では審議を行い、諮問された要綱（骨子）を一部修正した案を、同年9月16日、法制審議会に報告した。

同日、法制審議会は、これを採択し、諮問第115号に対する要綱（骨子）として上川法務大臣（当時）に答申した。

答申では、①起訴状及び訴訟に関する書類等、②逮捕状及び勾留状、③証拠書類及び証拠物、④裁判書等について、性犯罪や児童ポルノ事犯などの一定の事件の場合に、被害者等の個人特定事項を被告人（被疑者）等に秘匿することを可能とする要綱（骨子）が示された。この答申を踏まえ、法務省において法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

(4) 逃亡防止に関する法整備

令和元年6月以降、保釈中の被告人や刑が確定した者などが逃亡する事案が相次いで発生し、同年12月には、外国人の被告人が保釈中に国外へ逃亡する事案も発生した。このような逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保することは、安全・安心な社会を実現する上で重要と考えられたことから、令和2年2月21日、森法務大臣（当時）は、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について、法制審議会に諮問した（諮問第110号）。

²⁰ なお、平成29年の刑法の一部を改正する法律案の審査の際、衆議院法務委員会において付された附帯決議では、「起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。」とされた。

この諮問を受け、同審議会に設置された「刑事法（逃亡防止関係）部会」で検討が進められ、令和3年10月21日、法制審議会は、諮問第110号に対する要綱（骨子）として古川法務大臣（当時）に答申した。

答申では、①保釈中又は勾留執行停止中の被告人の監督者制度の創設、②GPS端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設などを内容とする要綱（骨子）が示された。この答申を踏まえ、法務省において、法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

(5) 名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案について

令和4年8月下旬、名古屋刑務所の刑務官1名が、受刑者1名に暴行を加え、傷害を負わせた事案が発生した。また、これを端緒として、矯正当局において調査を進めたところ、同刑務所において、複数の刑務官が受刑者らに対して暴行や不適正な処遇をそれぞれ行っていた事案も発覚した。

法務大臣は、本事案について、背景事情を含めた全体像を把握し、その原因を分析するとともに、適切な再発防止策を講ずるため、同年12月26日、外部の有識者を構成員とする「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」を設置し、同月27日、第1回会議が開催された。

法務省では、今後、同委員会での議論や提言を踏まえ、全ての矯正施設が適正に運営されるよう、各種の再発防止策を講じていくとしている。

3 出入国在留管理関係

(1) 出入国管理及び難民認定法と在留管理制度

出入国管理及び難民認定法（入管法）は、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること」を目的とし、出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留の管理、難民認定の手続等を内容としている。

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある²¹。

²¹ 戦前より我が国に在住していた台湾・朝鮮半島出身者及びその子孫は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）に基づき、「特別永住者」としての地位が与えられている。

【在留資格一覧】

就労が認められる在留資格（活動制限あり）		身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
在留資格	該当例	在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	永住者	永住許可を受けた者
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
教授	大学教授等	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
芸術	作曲家、画家、作家等	定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	就労の可否は指定される活動によるもの	
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等		
高度専門職	ポイント制による高度人材	在留資格	該当例
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	就労が認められない在留資格※3	
医療	医師、歯科医師、看護師等		
研究	政府関係機関や企業等の研究者等	文化活動	日本文化の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等	短期滞在	観光客、会議参加者等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	研修	研修生
介護	介護福祉士	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	※1 平成31年4月1日から。 ※2 令和4年12月末現在、介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業。 ※3 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。	
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等		
特定技能※1	特定産業分野※2の各業務従事者		
技能実習	技能実習生		

（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

(2) 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、平成31年4月1日に開始された。特定技能の在留資格には、「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類があり、受入れの対象である特定産業分野は12分野²²となっている。この12分野の受入れ見込数（5年間の最大値）の合計は34万5,150人であるが、令和4年11月末現在、特定技能1号外国人数が12万3,679人、2号が8人となっている。

【特定技能制度のポイント】

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6年又は4か月ごとの更新（通算で上限5年）	3年、1年又は6か月ごとの更新（上限なし）
技能水準	試験等で確認 ^{（注）}	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 ^{（注）}	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象	支援の対象外

（注）技能実習2号を修了した外国人は試験等免除

（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

なお、本制度の在り方については、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部

²² 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（「特定技能2号」は、下線部の2分野のみ受入れ可）

を改正する法律」(平成30年法律第102号)の附則において、同法施行後2年を経過した後に検討を加え、必要があれば検討結果に基づき所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられている。

(3) 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を我が国で最長5年間受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度であり、平成5年に創設された。令和4年6月末現在、全国に32万7,689

人の外国人技能実習生が在留している。外国人技能実習には、我が国の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する企業単独型と、非営利の監理団体(事業協

同組合、商工会等)が外国人技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する団体監理型があり、団体監理型による受入れが98.5%を占めている(令和4年6月末現在)。

外国人技能実習制度は、実質的には低賃金労働者の確保に利用され、人権侵害行為が発生しているとの問題点が指摘されていた。そこで、平成28年11月、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年法律第89号)が成立し、平成29年11月1日から施行された。

なお、同法の附則には、施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案し、必要があれば同法の規定について検討を加え、検討結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられている。

(4) 外国人技能実習制度及び特定技能制度に関する検討

外国人技能実習制度及び特定技能制度のいずれも検討の時期を迎えていることを踏まえ、古川法務大臣(当時)は「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を設置し、令和4年2月から6月にかけて、両制度の在り方について関係者から意見聴取を行った。11月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置された(第1回会議は12月14日に開催)。同有識者会議は、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として開催されるもので、令和5年春頃に中間報告書を、同年秋頃に最終報告書を同関係閣僚会議に提出することを予定している。

【技能実習の流れ等】

技能実習の流れ	技能実習1号 (1年目)		技能実習2号 (2年目、3年目)	技能実習3号 (4年目、5年目)
	講習 (座学)	実習	実習	実習
対象職種	制限なし		送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種 (86種158作業(令和4年4月現在))	技能実習2号移行対象職種と同一
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上 ・制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者 ・帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること等 		所定の技能評価試験の学科試験及び実技試験に合格した者	所定の技能評価試験の実技試験に合格した者

(出所) 法務省出入国在留管理庁・厚生労働省人材開発統括官「外国人技能実習制度について」等を基に作成

(5) 退去強制（収容の長期化等）

ア 退去強制手続

国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を受け入れるかどうか、受け入れる場合にはいかなる条件を付すかを自由に決定することができる。また、在留中の外国人についても、国家にとって好ましくない事由があれば、その在留を否定し、場合によっては強制力を用いて国外に退去させること（退去強制）もできるとされている。しかしながら、退去強制が、何らの基準・規定もなく国家の恣意によって行われることは相当ではない。そこで、入管法は、出入国の公正な管理を図るため、我が国の社会にとって強制的にも退去させるべき者をその事由別に列挙するとともに、退去強制手続について詳細な規定を置いている。

退去強制手続においては、①入国審査官による審査、②（入国審査官の認定に異議がある場合）特別審理官による口頭審理、③（特別審理官の判定に異議がある場合）法務大臣の裁決という3段階の手続が設けられており、この手続を経て退去強制事由に該当するとされた外国人に対して、主任審査官が退去強制令書を発付する。

発付された退去強制令書の執行は、入国警備官が行う。入国警備官は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者（被退去強制者）に退去強制令書又はその写しを示して、速やかに所定の送還先に送還しなければならない。ただし、被退去強制者を直ちに本邦外に送還することができないときは、その者を入管収容施設に収容することができる。退去強制令書による収容は、送還可能のときまでとされており、期間の期限はない。

イ 送還忌避者の増加と収容・送還に関する専門部会における検討

上述のとおり、入管法上、被退去強制者については速やかな送還が求められているが、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、様々な事情を主張し、自らの意思に基づき、法律上又は事実上の作為・不作為により本邦からの退去を拒んでいる者が存在している。入管実務上、これらの者は「送還忌避者」と呼ばれている。

近時、退去強制令書による収容期間が長期化している被収容者の比率が増加している。退去強制令書による収容は送還可能のときまで執り得る措置であり、送還が円滑に実施される限り長期収容が生じることはないが、送還忌避者の問題が収容の長期化の大きな要因と

【「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」の概要】

送還を促進するための措置の在り方	収容の在り方
1 本人の事情を適切に把握するための措置等 ○ 退去強制令書発付の判断に当たり、本人の事情を適切に考慮するための手続の充実・改善及び在留特別許可の考慮要素・基準の一層の明確化の検討等	1 収容期間の上限、収容についての司法による審査 ○ 一定期間を超えて収容を継続する場合にその要否を吟味する仕組みの創設、行政訴訟の機会のより適切な教示等、行政手続の一層の適正確保を図るための有効な方策の検討等
2 自発的な出国を促すための措置 ○ 退去強制令書が発付された外国人が早期の出国に応じる場合、その者の在留状況、家族関係等を考慮し、次回入国に際し、現行の上陸拒否期間より早期の上陸・在留を可能とする仕組みの制度化の検討等	2 被収容者の処遇 ○ 常勤医師の確保等のための具体的措置及び治療拒否者に必要な医療上の措置をとるための措置を講じること ○ 特に配慮が必要な被収容者の処遇の在り方等についての不断の検討、見直し等
3 本邦から退去しない行為に対する罰則の創設 ○ 被退去強制者に渡航文書の発給申請等や本邦からの退去を命ずる制度及び命令違反に対する罰則の創設の検討	3 仮放免その他収容の長期化を防止するための措置（逃亡等の行為に対する罰則等） ○ 仮放免の要件・基準の一層の明確化及び仮放免を不許可とする場合のより具体的な理由の告知の検討 ○ 被退去強制者について、第三者の支援又は補助等により、送還の実施を担保するために逃亡防止等を図りつつ、収容施設外で起居することを認める措置（収容代替措置）の導入の検討 ○ 仮放免された者の逃亡等の行為に対する罰則の創設や収容代替措置を導入する場合の実効的な逃亡防止措置（罰則を含む。）等の検討等
4 送還の回避を目的とする難民認定申請に対処するための措置 ○ 送還停止効に一定の例外を設けること及び再度の難民認定申請における審査手続の合理化・効率化の検討 ○ 難民該当性の認定基準の明確化等、平成26年の難民認定制度に関する専門部会の提言を踏まえた施策の実施等	

（出所）報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（概要）を基に作成

なっている。そこで、送還忌避者の増加や収容の長期化を防止するための方策を検討するため、令和元年10月、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に「収容・送還に関する専門部会」が設置された。令和2年6月、同専門部会は「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」と題する報告書を取りまとめた。

ウ 入管法等改正案

同報告書を踏まえ、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設などを内容とする「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」の立案作業が進められ、令和3年2月、国会に提出された²³が、審査未了となった。

その後、同法律案と同趣旨の法律案の再提出に向けた検討が進められ、今国会に提出される予定である。

エ 名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案

令和3年3月6日、名古屋出入国在留管理局の収容施設に収容されていたスリランカ人女性の死亡事案が発生した。本件死亡事案の発生を受け、上川法務大臣（当時）は事実関係の調査を指示し、出入国在留管理庁は8月に「令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書²⁴」を公表した。調査報告書では、女性の死因について、病死であるが、複数の要因が影響した可能性があり、各要因が死亡に及ぼした影響の有無・程度や死亡に至った具体的な経過を特定することは困難であると結論付けられた²⁵。また、名古屋出入国在留管理局の一連の対応の当否についての検討結果とその検討結果を踏まえた改善策が取りまとめられた。

調査報告書を受けて、上川法務大臣（当時）は、当時の名古屋出入国在留管理局幹部に対する人事上の処分等を行った。また、出入国在留管理庁は「出入国在留管理庁改革推進プロジェクトチーム」を発足させ、改善策の着実な実現等による組織・業務改善に取り組んでいる²⁶。さらに、調査報告書において収容施設の性質等を踏まえた計画的で着実な医療

²³ なお、野党（立憲民主党、国民民主党、日本共産党、沖縄の風、れいわ新選組、社会民主党）は、政府案への対案という位置付けで「難民等の保護に関する法律案」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を、令和3年2月、第204回国会において、参議院に提出した。また、令和4年5月、第208回国会においても、野党（立憲民主党、日本共産党、沖縄の風、れいわ新選組、社会民主党）は、上記と同趣旨の法律案を参議院に提出した。

²⁴ 調査報告書について、死亡した女性が自ら発言していない言葉を自ら発言したかのような虚偽の記載があるのではないかと指摘を受け、出入国在留管理庁は、令和4年6月に調査報告書がそのような記載となった理由を整理した補足説明の書面を衆参の法務委員会に提出した。

²⁵ 当該女性の死因に関して、遺族側が閲覧した鑑定書には、脱水と低栄養などが影響して多臓器不全に至った旨の記載があったことが報じられている（『共同通信』（令和4年8月31日）、『朝日新聞』（令和4年9月1日））。

²⁶ 令和4年4月1日に出入国在留管理庁が公表した「改善策の取組状況」によれば、改善策12項目のうち11項目は実施済み、1項目は取組中とされている。

体制の強化を進めることとされたことを踏まえ、その具体的な内容を検討するために設置された「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」は、令和4年2月、「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」を取りまとめた。

(6) 難民の受入れ等

ア 難民認定制度

(7) 現状

我が国は、難民の受入れを、国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に「難民の地位に関する条約」（難民条約）に、次いで昭和57年には「難民の地位に関する議定書」に順次加入するとともに、昭和56年の入管法改正により、難民認定制度を創設した（難民条約及び同議定書が効力を生じた昭和57年1月に施行）。

入管法にいう「難民」とは、難民条約又は同議定書の規定により難民条約の適用を受ける難民一人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者一を意味し、戦争、天災、貧困、飢餓等から逃れて来る人々はこれに該当しない²⁷・²⁸。

難民認定制度の現状については、就労や定住、退去強制による送還回避等を目的として難民条約上の迫害理由に該当しない事情を申し立てるなどの制度の濫用・誤用的な申請が見受けられ、申請数が急増しており、これに伴い、審査期間が長期化するなどの課題が生じている。また、申請数が増加しているにもかかわらず、認定数が諸外国と比べ少ないのは、審査が厳格に過ぎることに要因があり、認定手続の公平性・透明性に問題があるのではないかとの指摘がある。

(4) 難民認定制度の運用の見直し

平成27年9月、法務省は、第6次出入国管理政策懇談会及びその下に設置された「難民認定制度に関する専門部会」が法務大臣に提出した報告書を踏まえ、①保護対象、認定判断及び手続の明確化、②難民認定行政に係る体制・基盤の強化及び③難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応を内容とする難民認定制度の運用の見直しを行った。

この見直しにより、再申請の抑制には一定程度の効果があったものの、依然として、初回申請者による濫用・誤用的な申請は急増しており、真の難民の迅速な保護に支障を生じる事態となっていた。そこで、平成30年1月、法務省は、難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しを行い、庇護を必要とする申請者に対しては更なる配慮を行うとともに、濫用・誤用的な申請に対してはより厳格な対応をとることとした。

²⁷ 入管法上の「難民」のほか、我が国は、昭和53年から平成17年末にかけてインドシナ難民11,319人の定住受入れを行ったほか、第三国定住による受入れにより、令和4年までにパイロットケースを含め70家族229名の難民の受入れを行ってきた。

²⁸ 法務大臣は、難民の認定判断に際して、申請者の事情を個別に審査した上で、庇護事情の有無の判断を行い、難民の定義に該当せず、難民として認定しなかった者についても、本国の状況等により帰国が困難である者等については、人道的配慮による在留許可又は在留特別許可の付与によって対応している。

イ ウクライナ避難民の受入れ

令和4年2月にロシアがウクライナへの侵攻を開始したことを受けて、政府は、緊急措置として、難民条約上の難民に該当するか否かに関わらず、ウクライナ避難民を受け入れている。具体的には、ウクライナ避難民に90日の「短期滞在」の在留資格を付与し、希望する者については、就労可能な「特定活動（1年）」の在留資格への変更を認めている。また、3月には内閣官房長官を長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議²⁹」を設置し、同会議を司令塔として避難民の円滑な受入れや生活支援等を行っている。

今般のウクライナ避難民の受入れに際しては、必ずしも難民条約上の難民に該当しない紛争避難民等を難民に準じて保護する制度の必要性が国会審議や報道において指摘された。今国会に提出される予定である入管法等改正案においても、そうした人を「補完的保護対象者」として保護する制度を創設することが盛り込まれる予定である³⁰。

II 第211回国会提出予定法律案等の概要

1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（予算関連）

判事補の員数を15人減少し、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少する。

2 仲裁法の一部を改正する法律案

経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命ずる暫定保全措置についてその内容及び手続並びにその強制執行等の手続等を定める等の措置を講ずる。

3 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案（仮称）

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（仮訳）の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、和解の仲介を行う手続において成立した国際和解合意（仮称）に基づく強制執行を可能とする制度を創設する。

4 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

我が国における裁判外紛争解決手続の利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度を創設する等の措置を講ずる。

5 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の

²⁹ 同会議の下には、内閣官房副長官補（外政担当）を長とする「ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース」が設置され、ウクライナ避難民に対する支援の具体的な在り方についての議論・調整が行われている。

³⁰ なお、令和4年3月29日、第208回国会において、立憲民主党から、人道的見地から戦争等避難者を我が国に緊急かつ円滑に受け入れることを内容とする「戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案」が衆議院に提出され、継続審査に付されている。

記載がない起訴状抄本を被告人に送達する措置等を導入するとともに、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保を図るため、位置測定端末（仮称）により保釈された者の位置情報を取得する制度を創設し、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改めるなどの処罰規定の整備を行うほか、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度の創設等を行う。

6 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備等の措置を講ずる。

7 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事関係手続等を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事執行手続等における電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び裁判書等の電磁的記録化並びに映像と音声の送受信による期日における手続を行うことを可能とする規定の整備、民事執行手続等の申立ての手数料等に係る納付方法の見直し、公正証書の電磁的記録化及び映像と音声の送受信による公正証書の作成手続に係る規定の整備等の措置を講ずる。

8 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪等を統合し、その構成要件を見直すとともに、13歳以上16歳未満の者にわいせつな行為又は性交等をした当該者より5歳以上年長の者に対する強制わいせつ罪又は強制性交等罪としての処罰を可能とし、強制性交等罪における性交等の定義を拡張する等の刑法の処罰規定の整備を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効の期間を延長する等の刑事訴訟法の規定の整備を行う。

9 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び性的な姿態が記録された押収物の廃棄等に関する法律案（仮称）

性的な姿態を撮影する行為、その画像を提供する行為等による被害の発生及び拡大を防止するため、性的な姿態の撮影等に係る処罰規定を整備するとともに、性的な姿態の撮影等の犯罪行為により生じた物等を複製した物の没収を可能とし、あわせて、性的な姿態等が記録された押収物について検察官が廃棄等を行うことができる制度を導入する。

(参考) 継続法律案等

- 戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案（鈴木庸介君外5名提出、第208回国会衆法第22号）

人道的見地から、戦争等避難者を我が国に緊急かつ円滑に受け入れるため、戦争等避難者について、出入国管理及び難民認定法の特例等を定める。

- 国家賠償法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第208回国会衆法第52号）

国家賠償法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使の徹底を図るとともに、国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保するため、国家公務員が故意によって違法に他人に損害を加えた場合における国による求償権の行使の義務化、国が損害を賠償する責めに任ずる場合における求償権の有無についての判断の結果等の公表等の措置を講ずる。

- 民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外10名提出、第208回国会衆法第53号）

最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入する。

内容についての問合せ先

法務調査室 勝部首席調査員（内線68440）